

新潟大学と上越教育大学との  
教員養成・現職教員研修の在り方に関する  
連携協議会設置要項

平成14年6月28日  
新潟大学・上越教育大学

(設置目的)

第1 新潟大学と上越教育大学は、これまでの両大学の教育研究の成果をもとに、今後の新潟県における教員養成・現職教員研修に関し先進的な研究と実践を推進するため、「新潟大学と上越教育大学との教員養成・現職教員研修の在り方に関する連携協議会」(以下「連携協議会」という。)を置く。

(協議事項)

第2 連携協議会は、当面、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 教育臨床に関すること。
- (2) 教員の「養成・採用・研修」に関すること。
- (3) 大学院の研究指導に関すること。

(部会)

第3 連携協議会は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に関し必要な事項は、連携協議会が別に定める。

(構成)

第4 連携協議会は、両大学の副学長各1人、関係部局長、部会代表者、及びその他必要な者をもって組織するものとし、必要に応じて関係機関から参画を求めることができる。

○ 現在設置されている部会

- 1 第1部会 (教育相談・教育臨床に関する部会)
- 2 第2部会 (教育支援に関する部会)
- 3 第3部会 (教員の「養成・採用・研修」に関する部会)
- 4 第4部会 (大学院での教育・研修に関する部会)